

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の取扱い
(居宅介護支援事業所を除く)

資料 8 (1)

平成 30 年 3 月 9 日
栃木県高齢対策課事業者指導班

平成 30 年度介護報酬改定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」(居宅介護支援事業所を除く)について、以下のとおり取り扱います。

1 届出対象

- (1) 加算を新たに算定する場合
- (2) 届出内容に変更が生じる場合
- (3) 算定要件を満たさなくなった場合

2 提出期限

平成 30 年 4 月 1 日より算定する場合、届出は **平成 30 年 4 月 10 日(火)必着**とします。

3 提出先

事業所・施設を所管する機関 (県高齢対策課又は健康福祉センター)

※宇都宮市内の事業所を除く

4 提出書類

提出書類 (様式等) は、以下の県のホームページからダウンロードできます。

改定後の様式等は、3 月末頃に掲載予定ですので、適宜ご確認ください。

栃木県ホームページ : <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/201101262.html>

ホーム>福祉・医療>高齢者>介護保険>事業者の方へ (各種手続き、指導監督等) >
介護報酬に関する手続きについて

5 留意事項

- (1) 報酬改定により加算の現行算定区分が新たな算定区分とみなされる場合がありますが、引き続き新たな算定区分により加算を算定する場合は、届出は不要です。
[例 : 介護福祉施設サービスにおける「看取り介護体制」 現行「あり」⇒改定後「加算 I」]
- (2) 既存の加算で算定要件が変更となった加算があります。要件を満たしているか必ずご確認ください。 **※(1)及び(2)について別紙「既存サービスの事業所の届出留意事項」参照**
- (3) 共生型サービスの提供に係る届出にあたっては、**別記①**のとおりご注意ください。
- (4) 既存の加算で届出を行わず算定できる加算について届出が必要になる場合があります。詳細は厚労省告示及び 3 月末頃に掲載予定の様式等をご確認ください。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	共通	その他該当する体制等の届出項目追加	項番2以降に記載がない新設された項目について、新たな届出がない場合は「なし」、「非該当」、「基準型」又は「対応不可」とみなす。
2	13：訪問看護	「その他該当する体制等」欄の「看護体制強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 (注)「2：加算Ⅱ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。
3	14：訪問リハビリテーション 64：介護予防訪問リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄に「3：介護医療院」を新設	「3：介護医療院」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
4	14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の「リハビリテーションマネジメント加算」 「4：加算Ⅲ」 「5：加算Ⅳ」 を追加	「4：加算Ⅲ」又は「5：加算Ⅳ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 (注)「2：加算Ⅰ」「3：加算Ⅱ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
5	15：通所介護 78：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「個別機能訓練体制」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を廃止	なし。
6	16：通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄に 「A：通常規模の事業所（介護医療院）」 「B：大規模の事業所（Ⅰ）（介護医療院）」 「C：大規模の事業所（Ⅱ）（介護医療院）」 を新設	「A：通常規模の事業所（介護医療院）」、「B：大規模の事業所（Ⅰ）（介護医療院）」又は「C：大規模の事業所（Ⅱ）（介護医療院）」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
7	21：短期入所生活介護 51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「看護体制加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を廃止 「その他該当する体制等」欄の 「夜勤職員配置加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ・加算Ⅱ」 「3：加算Ⅲ・加算Ⅳ」 に変更	なし。 「3：加算Ⅲ・加算Ⅳ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 (注)「2：加算Ⅰ・加算Ⅱ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
8	22：短期入所療養介護 25：介護予防短期入所療養介護 52：介護保健施設サービス	施設等の区分1と2の「人員配置区分」欄 「1：従来型」を 「1：基本型」に変更	「人員配置区分」欄における既存届出内容が「1：従来型」で、新たな届出がない場合は「1：基本型」とみなす。
		施設等の区分5と6と7と8の「人員配置区分」欄 「1：療養型」 「2：療養強化型」を削除	「人員配置区分」欄における既存届出内容が「1：療養型」又は「2：療養強化型」で、新たな届出がない場合は「未設定」とみなす。
		施設等の区分5と6と7と8の「その他該当する体制等」欄 「療養体制維持特別加算」 「1：なし」 「2：あり」を廃止	(注)「人員配置区分」欄における既存届出内容が「1：療養型」の場合は「療養体制維持特別加算Ⅰ」の新たな届出が必要となる。 (注)「人員配置区分」欄における既存届出内容が「2：療養強化型」の場合は「療養体制維持特別加算Ⅱ」の新たな届出が必要となる。
		「施設等の区分」欄に 「9：介護老人保健施設(Ⅳ)」 「A：ユニット型介護老人保健施設(Ⅳ)」を新設	「9：介護老人保健施設(Ⅳ)」又は「A：ユニット型介護老人保健施設(Ⅳ)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
9	2A：短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 55：介護医療院サービス	「提供サービス」欄にサービス種類を新設	算定を行うためには、新たな提供サービスの届出が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
10	32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「医療連携体制」 「1：対応不可」 「2：対応可」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 に変更	既存届出内容が「2：対応可」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。 <u>「3：加算Ⅱ」又は「4：加算Ⅲ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>
11	43：居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算Ⅳ」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	なし。（平成31年4月から算定可能） ※異動年月日が平成30年4月1日から平成31年3月31日までは未設定とする。
12	51：介護福祉施設サービス	「施設等の区分」欄の 「2：小規模介護福祉施設」 「4：ユニット型小規模介護福祉施設」 を 「2：経過的小規模介護福祉施設」 「4：ユニット型経過的小規模介護福祉施設」 に変更	「施設等の区分」欄における既存届出内容が「2：小規模介護福祉施設」で、新たな届出がない場合は「2：経過的小規模介護福祉施設」とみなす。 「施設等の区分」欄における既存届出内容が「4：ユニット型小規模介護福祉施設」で、新たな届出がない場合は「4：ユニット型経過的小規模介護福祉施設」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
13	51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「障害者生活支援体制」及び「看取り 介護体制」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。 <u>「3：加算Ⅱ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>
14	52：介護保健施設サービス	施設等の区分1と2の「その他該当する体制等」欄 「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 に変更	「3：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 (注)「2：加算Ⅰ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。
15	61：介護予防訪問介護 65：介護予防通所介護	廃止	なし。
16	72：認知症対応型通所介護 74：介護予防認知症対応型通所介護	「施設等の区分」欄の 「3：グループホーム等活用型」 を 「3：共用型」 に変更	「施設等の区分」欄における既存届出内容が「3：グループホーム等活用型」で、新たな届出がない場合は「3：共用型」とみなす。
17	77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）	「施設等の区分」欄の 「1：看護小規模多機能型居宅介護事業所」 「2：サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所」 を新設	<u>従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな施設等の区分の届出が必要となる。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
18	77:複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	<p>「その他該当する体制等」欄の 「訪問看護体制強化加算」 「1:なし」 「2:あり」 を 「看護体制強化加算」 「1:なし」 「3:加算Ⅰ」 「2:加算Ⅱ」 に変更</p>	<p>既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」とみなす。</p> <p><u>「3:加算Ⅰ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u></p>

(別記①) 共生型サービスの提供に係る届出の取扱いについて

I - 資料6

通所介護及び地域密着型通所介護における共生型サービスの提供に係る届出については以下の表のとおり、共生型サービスの提供が一つでも「2 あり」として届け出ている場合について、中重度者ケア体制加算及び認知症加算は必ず「1 なし」として届け出ること留意すること。

例	事業所番号	体制等状況の届出内容					
		共生型サービスの提供				中重度者ケア体制加算	認知症加算
		生活介護事業所	自立訓練事業所	児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所		
1	○○○○○○	2 あり	1 なし	1 なし	1 なし	1 なし	1 なし
2	××××××	1 なし	2 あり	1 なし	1 なし	1 なし	1 なし
3	△△△△△	1 なし	1 なし	2 あり	1 なし	1 なし	1 なし
4	□□□□□	1 なし	1 なし	1 なし	2 あり	1 なし	1 なし

短期入所生活介護における共生型サービスの提供に係る届出については以下の表のとおり、共生型サービスの提供が「2 あり」として届け出ている場合について、夜勤職員配置加算及び介護ロボットの導入は必ず「1 なし」として届け出ること留意すること。

例	事業所番号	体制等状況の届出内容		
		共生型サービスの提供	夜勤職員配置加算	介護ロボットの導入
		短期入所事業所		
1	○○○○○○	2 あり	1 なし	1 なし